

# ハヤヨミ！ 看護政策 No. 436

都道府県看護協会長 様  
本会職能委員 様

日本看護協会 広報部  
2024年7月11日



生きるを、ともに、つくる。

公益社団法人 日本看護協会

## 診療報酬基本問題小委員会からの 報告についてなど議論 — 中医協総会 —

公開可

### ◎ 診療報酬基本問題小委員会からの報告についてなど議論 中医協総会

7月3日に中医協総会が開催された。主に①診療報酬基本問題小委員会からの報告について②医療DXの推進にかかる診療報酬上の対応について議論された。

①では、令和8年度診療報酬改定に向けた対応として、入院・外来医療等の調査・評価分科会において今後2カ年で行う入院・外来調査の調査スケジュールと調査項目が確認された。また、診療報酬改定に伴う医療機関での賃上げ状況を把握するため、賃金改善計画書などを調査する方針が了承された。支払側委員からは「今回の改定項目や新設された加算などの政策の効果を検証すべき、改定の検証に資する資料にするためにも回収率の向上に努めるべき」という意見があった。②では、新設した「医療DX推進体制整備加算」に関して、6月に病院や薬局開設者などを対象としたヒアリングが実施され、利用促進の取り組みが利用率向上につながっている一方、子どもの場合や公費関係とリンクしていないことで利用が進みにくい事例が報告された。

医療DX推進体制整備加算においては、マイナ保険証利用実績に関する要件（10月～適用）があり、満たすべき利用率の割合がこれから示される予定になっている。この要件設定について論点として諮られた。診療側委員からは「最も重要なことは裾野を広げることであり、届出の足かせになるような高い利用率を設定することは医療DXの推進に逆行するもので断固反対」との意見があり、支払側委員からは「マイナ保険証利用の体制を整えているだけで利用促進に取り組んでいない医療機関も加算の対象となるならば疑問を感じる。利用促進に積極的でない医療機関まで拾い上げることは政策目的の達成にはつながらないので、利用率の算定要件は目標となるような高い基準を設定すべき」と意見があった。

また、令和6年12月2日から現行の健康保険証の発行終了を踏まえた「医療情報取得加算」の見直しの検討に関する議論で診療側委員より、医療情報取得加算は、質の高い医療を提供するという主旨から廃止すべきでないという意見に対し、支払側委員からは12月に健康保険証の新規発行が終了した時点で一定の役割を終えるものとして早期に見直しすべきとの意見があった。（執筆：木澤常任理事）

<お問合せ先> 日本看護協会 広報部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 電話：03-5778-8547 FAX：03-5778-8478

Eメール koho@nurse.or.jp ホームページ <https://www.nurse.or.jp/>

## ◎特定機能病院の現状について議論

### 特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会

7月3日に上記検討会が5年ぶりに開催された。令和6年3月に、社会保障審議会医療分科会より、特定機能病院の承認要件について①特定機能病院を称することができる大学附属病院の取扱いについて②高度の医療の要件の見直しについて③特定領域型の特定機能病院の承認要件の明確化についての意見が提出されたことから再度検討開始となった。

初回であったため、特定機能病院の現状についてさまざまなデータが示され、「特定機能病院における高度な医療提供のあるべき方向性や承認要件」「医療技術の開発・評価等のあるべき方向性」「教育・研修について」など、自由に意見交換を行った。吉川常任理事は、特定機能病院が「特定領域型」や「大学附属病院の本院」「分院」などの類型がさまざまであること、一方で特定機能病院以外の病院とも重なる部分があり、特定機能病院のあり方が曖昧になっていること、外形評価で、医師や看護師など医療従事者の数、論文の数などが求められているが、医療の質に関することが明確でないことを述べた。また、「高度の医療に関する研修」については、医師の研修はもちろんのこと、多くの専門職が協働し、質の高い高度な医療を提供するためには、高度な医療内容に応じた看護職などの研修体制や、専門性の高い看護師の配置を位置付けることも検討が必要であることとした。さらに、大学附属病院本院からの医師派遣機能については、令和6年度診療報酬改定でDPCが見直され、大学病院本院群に限り、機能評価係数Ⅱの地域医療係数の中で、医師少数地域への医師派遣機能についての評価が追加されたが、今後さらに人的資源の制約が強まる中では、看護職も地域別・領域別偏在への対応を考える必要があり、看護職の派遣機能についても考えていく必要性があることの意味を述べた。本検討会は、年度内に一定の意見を集約し取りまとめる。(執筆：吉川常任理事)

## ◎美容医療の適切な実施に関する検討会設置

6月27日に、第1回となる上記検討会が開催された。美容医療には、医事関係法令が適用され、保健所による指導・監査の権限も及んでいるが、健康保険が適用されない、いわゆる「自由診療」であり、一般に、保険診療と比べてその診療・施術や契約の内容が標準化されていないなどの実態がある。近年、美容医療の実施件数が増加するとともに、国民からの相談事例も増加しており、また医師法などの医事関係法令に違反する疑いのある事例があるとの指摘を受け、本検討会が設置された。

今回は、美容医療の現状や、相談者から寄せられた意見について事務局から説明があり、本検討会のスコープと検討の進め方について議論した。構成員からは「美容を目的として行われる医療行為について、医行為の範囲を整理し示す必要性がある」「医療として取り扱うのであれば医師法や医療法などで規制の枠組みを作り、取り締まる方法も検討すべき」といった意見があった。

今後は、「違法・不適切な診療に対する適切な指導等の対応について」「美容医療に関する専門医の活用や美容医療に関する実態の調査等、質の向上や国民の選択に資する対応について」「消費者庁と連携した、消費者保護の仕組みの周知などについて」年内を目途に議論の整理を行う予定。(執筆：井本常任理事)

「ハヤヨミ！ 看護政策」は、看護政策関連の情報や本会の動きを、都道府県看護協会の皆さまと本会職能委員の皆さまにお伝えするものです。内部活用を基本としていますが、中見出しに記載している「◎」は公開可能な内容、「■」は公開をお控えいただきたい内容です。情報の取り扱いには、ご留意いただくようお願い申し上げます。

<お問合せ先> 日本看護協会 広報部

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-8-2 電話：03-5778-8547 FAX：03-5778-8478

Eメール koho@nurse.or.jp ホームページ <https://www.nurse.or.jp/>